

地域計画

策定年月日	令和7年3月26日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	菊陽町 434043
地域名 (地域内農業集落名)	原水西地区 (鉄砲小路、沖野、新山区)

注：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	184 h a
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	184 h a
② 田の面積	118 h a
③ 畑の面積（果樹、茶等を含む）	66 h a
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	27 h a
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	5.6 h a
(参考) 区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	- h a
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	- h a
(備考)	

注1：①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2：②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積（現況地目）に基づき記載してください。

3：④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4：⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5：(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6：「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当該地区における農業者の平均年齢は62.2歳と全国平均以下だが、大企業の工場進出や区画整理、公園整備により、農地が減少する見込みである。さらに今後地区内が都市化する可能性もあり、代替農地の確保が課題となる。現在、特に機械設備が大型化してきており規模拡意向の人参生産者が賃借・使用賃借可能な農地（水田）が不足している。その他近年有害鳥獣の被害が多発しており、被害防止策を講じる必要がある。

(3) 地域における農業の将来の在り方（作物の生産や栽培方法については、必須記載事項）

（農業経営・生産に関すること）

指定産地を受けているにんじんにおいては、「菊陽にんじん」として、またスイートコーンもJA菊池や個別経営体、町の3者共同で他地域との差別化とブランド化を推進していく。その他基幹作物として位置付けている甘藷、白菜など園芸作物についても他産業並に「稼げる農業」の実現を推進するために、販売価格の上昇に資する販路拡大事業の推進や、生産力増強のためのソフト・ハードそれぞれでの支援による収益性の向上や、自然災害による収量減や施設被害に対する対応など、生産から販売まで切れ目ない支援を行うこととする。

機械導入に関しては補助事業の活用とともに共同利用の推進を図ることで、導入コストの削減を行う。

（農地に関すること）

農地集積・集約化による効率的利用を加速的に進めるため、現在規模拡大の意向を示している担い手に対し、積極的な農地中間管理機構の利用促進を図る。さらに農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。また、遊休農地を発生させないためにも、町内在住の農地の担い手のみならず、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進める体制構築を行う。新規就農者や農業後継者への手厚い支援を実施することにより、今後遊休農地となりうる農地の新たな担い手を確保する。

（農作物被害に関すること）

現状の支援に加えて、広域での電気柵の設置や農業者個々の農地に対する電気柵の設置補助を実施する。さらには有害鳥獣を呼び込まない地域づくりとして、鳥獣被害の専門家の招聘、そして農業者のみならず地域住民での一体的な被害に関する取組みを講じる。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
原則として農地中間管理機構を活用して、町内の認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、農業を担う者への農地集積を進め、集積率の向上を図る。			
(2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	68	%	将来の目標とする集積率
			80 %
(3) 農用地の集団化（集約化）に関する目標			
認定農業者及び認定新規就農者を中心に、地区内での団地化及び団地面積の拡大を推し進める。			

3 農業及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組			
農地中間管理機構を活用して、町内の認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。			
(2) 農地中間管理機構の活用方法			
地域全体の農地を原則農地中間管理機構に貸付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。			
(3) 基盤整備事業への取組			
担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を検討する。			
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組			
新規就農者や農業後継者など新たな担い手について、熊本県やJA菊池と連携し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取組みを展開する。			
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組			
地域内で農作業の効率化を図るため、また高齢により一連の農作業が行えない担い手のため、各種農作業は（株）きくようアグリや各地区の機械利用組合へ委託し、新たな担い手の確保及び遊休農地の発生防止を図る。			
以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）			
<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料
<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等
<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	⑩その他
【選択した上記の取組内容】			
①鳥獣被害防止対策 町、菊陽町有害鳥獣駆除隊、もしくはその他鳥獣駆除組織及び地域農業者と連携して有害鳥獣を寄せ付けない抜本的な対応を講じる。具体的に侵入防止柵の広域的、局所的設置の補助、またソフト的鳥獣被害防止対策を講じる。その際、鳥獣被害防止対策総合交付金の活用を検討する。			
③スマート農業 原水西地区は基盤整備を実施しているため、1区画の面積が大きいが、個別経営体による集積集約が図られている農地において、スマート農業を推進する。具体的に補助事業のあっせんを集積集約が図られている経営体に対して周知し、利用促進を図る。			
⑦多面的機能支払交付金を活用し、農用地、農道及び水路等の施設の適正な保全管理を行う。			

6 目標地図（別添のとおり）

7 基盤法第22条の3（地域計画に係る提案の特例）を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数（人）		うち計画同意者数（人・％）	
-------------	--	---------------	--

注1：「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2：「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3：提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

（留意事項）

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。